

市民の無防備条例請求に

箕面市長 賛成意見書 全国で2番目

国立市長に続いて、箕面市長が無防備条例制定に賛成の意見書を出しました。(2・20)
住民の運動を真摯に受け止め、地方自治体の責務として無防備地域宣言の活用を検討する必要があるとの姿勢を明らかにし、たとえ「国民保護法」があっても無防備地域宣言は法的に抵触するものではないと言い切ったことに大きな意義があります。

議会を傍聴した仲間の一人は「憲法9条があるにもかかわらず国際人道法適用を考
える必要があるほど日本政府は憲法をないがしろにしている、という議員の賛成意見
を聞き、今の安倍政権への危機感を新たにした」と語っています。

開会中の3月市議会で審議されています。激励を箕面市民の皆さんに！

危機管理部課長名の「回答書」への批判 第2回

「軍民分離」原則を

「標章」だけに限定する誤り

「枚方市国民保護計画」に対して市民が多数の質問を出しましたが、
まともに答えることなく昨年11月に答申しました。「会」は再々度の質
問を市長宛に提出し、その回答を1月に得ました。その「回答」は…

回答書では「軍民分離」を定めたジュネーブ条約第1
追加議定書を引用し、「標章等の交付管理事務が、民用
物と軍事目標とを常に区別するという『軍民分離』原則
との関係において、枚方市の実施し得る国民保護措置の
中で最も中心的な役割を果たすもの」としています。

しかしこんなに国際人道法を低めた引用はありません。
同法58条は「住民及び民用物を軍事目標の近くから
移動させること」「人口の集中している地域ではその
付近に軍事目標を設けることを避けること」としていま
す。この原則は市長の権限が単に「標章」の交付事務に
限らないことを示しています。この国際法を活かして今
できることがあるのです。それは、軍事関連施設はもと
より戦争につながる一切のものをこの人口が集中した
枚方市に近付けないことです。近隣の町からもなくすこ
とです。それが憲法9条の地域からの具体化です。

これからの

「直接請求署名運動」
京都府宇治市

4月27日(金)～
5月26日(土)

北海道札幌市

9月15日(土)～
10月14日(日)

3月17日 前田朗さん

5月12日 上原公子さん

7月28・29日

国際シンポジウム

おおた幸世さん

手塚たかひろさん

とともに活動する

「平和で豊かな枚方を

市民みんなでつくる会」

は「会員」を募集しています。

「会員」になりましょう！

部内 枚方市「非核平和・戦争非協力(無防備)都市条例」を実現する会

資料 Email:muboubihira@hotmail.com

HP:http://peace.cside.to/muboubi_hirakata/

連絡先 枚方市西禁野1丁目1-25 ベガ401 TEL/FAX 072-849-1545 携帯 090-1894-0008